

V ● 法外なるこの世界（2）

V-1 不安の道徳を越えて

（前回までのおさらい）

- ① 場所と関係とをともなう存在がもつ本源的な不安症（死・孤独・暴力）のため、場所と関係とが存在に優越する。
（場所のため、関係のために死を選び、孤独を選び、暴力を選ぶ。）
- ② 場所は国家に、関係は法となり、防衛装置は警察・軍隊へと肥大化。
（国家は人間存在の根源的な不安に対処するために組織化される。）
【近世国家】……国家祭祀廃絶。不安の肉体的・合理的解決の傾向。
→ 死の不安に対しては医療……家康＝東照大権現は薬師如来の垂迹。
→ 孤独の不安に対しては家……封建社会の前提となる「家」の絶対化。武家諸法度で婚姻に介入。
→ 暴力に対しては武力……幕藩体制にもとづく武士による国家統治。
- ③ 近世国家における根源的な死の不安に対する施策不在
→ 精神的な死の不安……寺檀制で対応。しかし、孤独死や災害による一家全滅のような大量死に対応できず。
→ 「家」を許されなかった者たちの孤独……都市は諸国の掃き溜めとして、性欲の吐口に。
- ④ 民衆による祭祀復活運動へ→神の復活としての明治維新へ（非合理的な近代化へ）

V-2 時代を越える勇気

- A) 田鶴騒動（1867～70）における下山村の秀吉の「独立正義」とはなにか？
→ 封建的「慣習」にも、新政府の「法」にも属さない、孤独を選ぶ勇気。
- B) アジールの喪失
→ かつて誰のものでもなかった山林は幕藩体制に組み込まれ、居場所を失った民衆は都市へ。
→ ひとは山林で自立して生きるよりも、誰かに奉公することで生きようになる（前・労働者）。
→ 島崎藤村『夜明け前』の語る山林解放運動＝王政復古。
→ すべてが《法＝関係》のなかに組み込まれていく近代社会。

V-3 法と憲法

【言語】

Help!! 原初にあるのは《命令》（《命令＝言語》観の利点は言語と行動をひとつづきのものと考えられること）。指示する者と指示に従う者がいて、言語はその関係（縁・絆）の位置に成立すると考えられる。神が命じるならそれは指令者の不在を意味することができ、それは次第に「法」と呼ばれることになる。

- 法治国家として法の全面化した近代（くわえてテクノロジーにより）は、縁／絆の圧倒的優越の状況下に？
- 存在は、土地（地縁／血縁）に密着した封建的關係性とは異なる、法的／資本主義的「関係」のなかに（婚姻関係／労使関係）、ふたたび捕獲されることになる。

【ネクスム、絆の共同体】

古代ローマにおける債務奴隷 Nexum（モースによれば、ネクスムは nectere 結ぶに由来する）

古代において、人と人、人と物、物と物の結びつきはきわめて鞏固であって、それらを引き離す（奴隷や家畜などの譲渡／売却）ときには、Mancipatio という特別な儀式を要した（ローマにおいて、家も子も家畜も奴隷もファミリアという）。

*Mancipatio……5人の市民が見守るなかで、秤をもった市民を仲介に、売買品（たとえば奴隷）を握りながら、「私はこの奴隷がクイリーナスの法にもとづき私のものであることを主張する。そしてこの者はこの銅匱および銅秤によって私に買われたものとせよ」（Varro, De re rustica, II, 1）と宣誓し、秤に乗せた銅匱を渡した。その際、譲渡人は受領人に、棒切れ stips も担保として渡す。「それらは物であるが生命を宿す物である。特にそれらは古代において互いに行うべき義務的な贈与の残存である。」（モース『贈与論』194）

Cf. 十二表法、第3表

3度目の市場開催日、債権者は債務者の体を切り刻むことができる。彼らが債権に相当する以上を切り取ったとしても、罪には問われない。

tertiis nundinis partis secanto. si plus minusve secuerunt, se fraude esto adversus hostem aeterna auctoritas esto.

- 損害＝肉体的苦痛という不思議な等価性。こうした契約関係のうちに、ニーチェは売買、交換、交易の根本形式をみてとっている。経済や道德の根源にある、際限のない債務 Schulden＝負目 Schuld。（道德の系譜学、第2論文）

【護民官 Tribunus Plebis】

ネクスム廃止の約束を履行しないパトリキ（貴族）に対して分離（Secessio）した平民たちは、聖山 Mons Sacer に立てこもり、Lex Sacra の誓約を結ぶ。彼らのなかから選ばれた2名の代表者は護民官と呼ばれ、貴族の決定に対する拒否権 Veto、平民に対する迫害に干渉 intercessio（切断）する権利、そして神聖不可侵 Sacrosanctitas の権利をもつ。護民官の身体を損なう者は、その財産も含めて神のものでされて市民団の外に置かれ、殺害しても罪にならなかった。彼らは「自由 libertas の砦」と評された。

- アジールの原点のひとつ。聖山では、武装した長によって生贄や離脱者の即時刺殺を伴う「いささか背筋の寒くなるような」宗教的儀式が執り行われたという。
- アジールとは、世俗国家に対するもうひとつの宗教的／経済的国家。**反-法**の世界。
Ex. 後白河法王がおこなった天台座主明雲罷免に対する延暦寺門徒の反抗。
- 政府への対抗運動としての、憲法確立／自由民権運動。**日本的立憲主義の成立史へ。**

* 自由民権運動

1877年の西南戦争以後、「国会開設」「地租軽減」「憲法制定」「不平等条約の撤廃／改正反対」を目的とした運動とされ、担い手は士族民権→豪農民権→農民民権。この時期は、日本における資本主義の形成期にあたる。自由民権運動史は、戦後歴史学においてもっとも活発な領域のひとつ（だった）。

- ただし、重要なことは、封建的慣習と近代法的統治のあいだにある**無-法地帯**。ここにこそ、近代日本を左右する重要なものが生じている！

V-4 自由のゆくえ

【日本の知識人のいくつかの見解】

Cf. 網野善彦『無縁・公界・楽』246-7

幕末・明治の転換期は、西欧の自由・平等思想の流入と、日本の「無縁」の世界の爆発にともなう、「無縁」の原理の新たな自覚化との交錯の中で進化した、とでもいいえようか。……それが結局、前者の主導するところとなり、「無縁」の原理の日本的な自覚化は、ついに実らなかったことも、よく物語っている。その過程が段階を画するためには、「有主」の世界から、「原無縁」を最初に組織し、その後も「無縁」の世界の期待を体現しつづけてきた王権——天皇との酷烈な対決を経なくてはならなかったが、その課題に、ほとんど手をつけることなしに、日本の「近代」は始まる。そして、その進行の過程で、知識人——前者の世界を知った人々と、庶民——後者の世界に身をおく人々との、ほとんど回復し難いかにみえるほどの亀裂も、また深まっていく。

Cf. 石田雄『日本の政治と言葉 上 「自由」と「福祉」』東京大学出版会

自由民権運動の時代、自由の理念として支持されたのは、個別具体的な権利の複合体として理解されたイギリス型の“諸”自由ではなく、フランス型の抽象的な自由、いわば単数形の自由であった。しかも、その単数形の自由は、儒教における規範主義の伝統と結びつき、具体的な自由とは無関係に「自由の大義」だけが強調される。そのため、自由を論じているにもかかわらず、その自由の具体的内容が何であるのかは不明確で、ただ自由を求める心情的純粋さだけが尊重されることになる。その結果、人民全体の自由を確保するためには外国への対抗力をつけることが必要だという論理をたどって、心情的自由論は国権論へと結びついてしまう。

→ しかし、問題は日本語（自前）か西洋語（輸入）か、ではない。本質的な意味で《自由》を求めるひとびとの行動があったかどうか。

【庶民の会話から】

まづ目今、御新政の有がたいことにやア、四民同一、自主自立の権を給はり、苗字帯剣、袴でも洋服でも、馬でも馬車でも、勝手次第。たとへ、空乏困迫の我輩たりとも、往事の我輩にあらず。こゝが即ち、自主自立の権だ。しかし、自立の権だの、自由の理だのと、一ト口に解イきかせると、無学文盲、野蕃の徒は、そんならその身の、勝手なことをしても、善悪とも政府で、おとがめはないものだ、おもふやからがあるから、こまるヨ、此節、都鄙遠近となく、説教がおひらきになって、諸社諸宗の教道師が勉励するが、僕が此職を命ぜられりやア、静岡の中村先生が訳した『自由の理』を訳解（とけ）てきかして、世の蒙昧を醒したい者だテ。マヅ一盃。

（明治五年刊 魯文『安愚楽鍋』三編上 新聞好の生鍋）

→ J. S. ミルの On Liberty が「自由之理」として、1871年、中村正直により翻訳される。

【政府の見解】

「モッセ氏答議 憲法質疑」

五 (五) 問

憲法ハ一ノ法律ナリヤ？

憲法ハ何故ニ一ノ法律ナリヤ？

若、憲法ハ徳義ニ倚テ行ハル、ノ事実ヲ認ムルナラハ、憲法ハ徳義ノ準繩（モット）ナリト謂フコトヲ得ヘク、或ハ少クトモ徳義ト法律トノ混合（ミクスト）ノ性質ヲ有ツ者ト謂フコトヲ得^{サル}（ヘキ）カ？

【玄洋社＝大陸浪人の成立】

民権の伸張大にす可し、然れども徒に民権を説いて、国権の消長を顧みる無くんば、以て国辱を如何せん。宜しく日東帝国の元気を維持せんと欲せば、軍国主義に依らざる可らずとし、国権大に張らざる可らずとし、遂に曩の民権論を捨つるへい履の如くなりしなり。

(『玄洋社社史』)

【革命権】

第七十条 政府国憲ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得

第七十一条 政府官吏压制ヲ為ストキハ日本人民ハ之ヲ排斥スルヲ得。政府威力ヲ以テ擅恣暴虐ヲ逞フスルトキハ日本人民ハ兵器ヲ以テ之ニ抗スルコトヲ得

第七十二条 政府恣ニ国憲ニ背キ擅ニ人民ノ自由権利ヲ侵害シ建国ノ旨趣ヲ妨クルトキハ日本人民ハ之ヲ覆滅シ新政府ヲ建設スル事ヲ得

植木枝盛「私擬憲法草案」1881

植木枝盛……史上もっとも革命的な自由民権運動家。『無上政法論』において、「万国共議政府」設立を提唱。「植木大王」と刻印された印鑑を用い、「寰宇大皇帝」とも名のついていた。精神分裂病の徴候を見いだす研究者もいる。

「天狗経」1877-90

植子曰。天下植木枝盛ノ糞ヲ喰ヘバ、富ミ且ツ榮ン。

植子曰。世界ニ植木枝盛ナカラシメバ、天地必ズ晦冥ナラン。

植子曰。植木先生ハ品行方正ノ君子也。

世界一ツ食フトモロガ濡ハズ。土星、木星、海王星、天ノホシ〔ヅ〕ヲ聚メテ食ヘバ、今日ノ夕飯ノ足シトハナルラン。

一日大声ヲ発シテ余ガ家ニ来ル者アリ。曰ク、予ハ上帝ナリ、乞フ汝ト角力セン。植木枝盛ノ曰ク、爾ガ上帝何ンゾ其レ亡礼ナル、妄ニ予ニ向ツテ敢テカヲ試ミントス。何等ノ盲ゾ、何等ノ盲ゾ。上帝佛然トシテ怒リ起ツテ余ニ抗セントス。余一指ヲ以ツテ其胸ヲ撞一撞ス。上帝蹶々トシテ踏レ、頭ヲ搔テ逃走ス。

植子曰、彼ノ万国ノ帝王ハ形ノ王ナリ、予ハ世界ノ心ノ王ナリ。

天下ハ植木枝盛ノ糞ナリ。先生一タビ糞ヲ放テバ化シテ水トナル化シテ土トナル、化シテ米トナル化シテ麦トナル、化シテ金トナル化シテ銀トナル。天下ノ人食焉テ美シト為シ、飲焉テ甘シトナシ、腹ヲ肥ヤシ身ヲ養ヒ、学ヲ修メ業ヲ務メ、家ヲ齊ヘ国ヲ治メ、文明ニ趨リ開化ニ進ミ、然後天下光輝アリ。故ニ曰ク、天下ハ植木枝盛ノ糞ナリ。

仏トハ植木枝盛ノ屁ノコトナリ。先生芋ヲ茹テ屁ヲ放レバ其音ブーブート云フ、是レ仏矣

植木大明神、植木大権現、植木大菩薩、植木大自在天神、植木天帝、植木南無阿弥陀仏、植木如意如来。

植子曰。植木枝盛ノ糞ハ万国ノ帝王ノ頭ヨリモ尊シ。

植子曰。朕足蹴上帝頭。

「植木枝盛日記」

十四年二月一日 十二時寝に就く、天皇と偕に寝ね又皇后と同衾して寝ね交媾する事を夢む。

十四年八月二日 天皇、今日より本町自由亭に宿す○得月樓書画会あり、紫瀾漁長と之に赴く、遂に妓を徴して酒を呑む。

十五年九月二十四日 夜新竹樓千代浦婢を率いて朕を問ふ。朕也た新竹樓に行く、百の舞妓を召して之をみる。

十六年二月十三日 天皇先月の中旬より陰部に病あり。

『言論自由論』愛国社（舎）、一八八〇年五月二七日

…人民ノ議論ハ人民ノ精神ノ発スル所ナリ。…然カモ亦決シテ滅尽スベカラザルモノナリ、決シテ破壊スベカラザルモノナリ。国家滅亡スト雖モ喪失スルコトナキモノナリ、山河傾頽スト雖モ變動スルコトナキモノナリ。故ニ政府ノ法制ハ^{必ず}纒カニ之ガ護衛ヲ為スノ具タル^{のみ}耳。…
…国家アレバ則憲法ヲ立テ、以テ之ヲ保全ス可ク、国家ナケレバ則天然ノ智力ト体力ニ依テ之ヲ保護スベク、曾テ之ヲ^{ゆるがせ}忽ニス可カラザル也。

【精神／純文学（思いのままに語ること）】

北村透谷：自由民権運動から文学へ。明治期のロマン主義文学を代表する存在。

Cf. 坪内逍遙「小説神髓」1885-6、「一読三嘆当世書生気質」1885-6、「内地雑居未来之夢」1886。

→ 植木枝盛と北村透谷をつなぐ回路として。

「各人心宮内の秘宮」『平和』6, 1892-9-15。

各人ハ自ら己れの生活を説明せんとして行為言動を示すものなり。

→ 《精神》の告白そのものが、じつのところ、「天下植木枝盛ノ糞ヲ喰へバ、富ミ且ツ榮ン」といったのと同じことをもたらしうる。いたずらに専制君主としてふるまう必要もなく、自由民権運動がときに行なったテロリズムも必要がない。

「山庵雑記」『女学雑誌』甲の巻、339, 1893-2-25。

人間の心中に大文章あり、筆を把り机に対する時に於てよりも、静黙冥坐する時に於て、燦爛たる光妙ある事多し。心中の文章より心外の文章を綴るは善し、心外の文章を以て心中の文章を装はんとするは文字の賊なるべし。古へより卓犖不羈の士往々にして文章を事とするを喜ばず、文字の賊とならんより心中の文章に甘んじたればならむ。

「電影草廬淡話」『平和』4-6, 1893-7-10, 8-28, 9-15。

文章は筆官の製作とのみ思ふべからず、天地はそのまゝにて一大文章なり。

「内部生命論」『文學界』5, 1893-5-31。

造化は人間を支配す…人間も亦た造化を支配す。

→ 世界はすでに言葉の世界。《精神》あるいは言葉は、一定の目的に対して媒介的にはたらくのではない。《精神》はすでに「抵抗ノ精神」。したがって、その告白の言葉そのものが、すでに行為にして存在。事物の世界と精神の世界とを分割しない。

○ 《文学》の可能性、実中の虚、虚中の実

丸山真男は文学を政治的挫折の補完と規定。「文学者が（鷗外のような例は別として）官僚制の階梯からの脱落者または直接的環境（家と郷土）からの遁走者であるか、さもなくば、政治運動への挫折感を補完するために文学に入ったものが少なくなく、いずれにしても日本帝国の「正常」な臣民ルートからはずれた「余計者」的存在として自他ともに認めていたこと——などの事情によって、制度的近代化と縁がうすくなり、それだけに意識的な立場を超えて「伝統的」な心情なり、美感なりに著しく傾斜せざるをえなかった」（「日本の思想」）。たしかに文学者は一種のアウトローではあるが、文学が「挫折感の補完」である根拠はない。

「人生に相渉るとは何の謂ぞ」『文學界』2, 1893-2-28。

吾人は記憶す、人間は戦ふ為に生まれたるを。戦ふは戦ふ為に戦ふにあらずして戦ふべきものがあるが故に戦ふものなるを。戦ふに剣を以てするあり、筆を以てするあり、戦ふ時は必ず敵を認めて戦ふなり、筆を以てすると剣を以てすると戦ふに於ては相異なるところなし…。

- これら一連の言葉は、すべて比喻ではない。そうでなければ、自由民権運動から《精神》論へ転回してのちもなお、同じような戦闘的態度などつらぬけないはず。自由民権運動の挫折ではなく、それとの連続性が認められる。
- 言葉を即事物とみなすような、言い換えれば、あらゆる言葉がただちに政治的であるような言語論。一種の狂気ではあり、挫折の痕跡というよりは、自由民権運動の昇華としての《文学》の一形態を見るのが正解ではないか？

Cf. 山路愛山「明治文学史」1893。

文章即ち事業なりとは吾人の深く信じて疑はざる所なり。事業の全軀を以て文章なりと日はゞ固より誤謬なるべし。然れども文章世と相渉らざる言ふに足らざるなり。

- ①日本政府脱管届、②大陸浪人、③革命権、④純文学。これらは、王政復古から立憲君主制確立のあいだにあらわれた法外な世界を示唆する重要な運動。
- 居場所なき存在者が目指した新しい大地……。